FASTIO サービス使用許諾約款

お客様（以下「加入契約者」という）は、エコモット株式会社（以下「当社」という）が提供する FASTIO サービス（以下「本サービス」という）の利用について、以下のとおり合意するものといたします。また、本約款の効力は当社所定の FASTIO サービス申込書（以下「申込書」という）の受理により、加入契約者と当社の間で契約が成立した時点で発生いたします。

第 1 条（目的）
本サービスは、設備、装置等の遠隔監視ならびに遠隔制御を効率よく、かつ効果的に管理いただくために提供するシステムとしての ASP サービスであります。

第 2 条（利用契約の成立・期間・更新・契約単位）
1. 本契約は申込書の申し込みにより成立するものといたします。
2. 加入契約者から約事項の変更等の申し入れがない限り、本契約は継続するものといたします。

第 3 条（本サービスの種類と内容）
1. 当社が一般的に提供する本サービスの種類及およびの内容は（別紙 1)サービス一覧に定めるとおりとし、加入契約者具体的に利用できる本サービスの種類は、申込書で定めるものといたします。
2. 当社は本サービスの内容を自由に変更できるものといたします。

第 4 条（本サービスの取り扱いおよび料金）
1. 本サービスは、日本国内でのみ利用可能といたします。
2. 本サービスの利用は当社が提供する取扱説明書（Web 提供）および操作説明書（Web 提供）の記載内容により正しく利用するものといたします。
3. 本サービスの料金の変更は加入契約者および当社との協議の上行うものといたします。

第 5 条（利用の制限）
本サービスは、当社が独自に提供する通信端末または当社が承認した通信端末との整合性を持たせた専用システムのため、当社が承認していない通信端末との通信を一切禁止いたします。

第 6 条（本サービスの保証）
1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合は本サービスの一部また全部を必要な期間停止することがあります。
(1) システムの点検。この場合、緊急時を除き Web サイトまたは電子メール等をもってその旨を事前に連絡するものといたします。
(2) 本サービスを提供するためのシステムに障害が生じた合。
(3) 当社が利用する電気通信設備にやむを得ない障害が生じた場合。
(4) 第三者の故意、過失による不具合に対策を講じる必要がある場合。
(5) 第一種電気通信事業者が電気通信役務の提供を停止することにより本サービスの提供を行うことが困難になった場合。
2. 当社は前項（1）号から（5）号の事由に基づく本サービスの停止によって生じた加入契約者および第三者の損害について切の責任を負わないものといたします。

第 7 条（ユーザー情報の管理）
1. 加入契約者は、当社が発行するユーザーID およびパスワードと、加入契約者が発行するパスワードの管理および利用について、一切の責任を負うものといたします。また、正当に権限を与えた利用者に利用させる以外、ユーザーID およびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものといたします。
2. 加入契約者は、真正で正確な現在の完全な情報を本サービスの登録に際して当社に提供し、登録情報に変更が生じた場合は遅延なく更新するものといたします。
3. 加入契約者によるユーザーID およびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等により加入契約者、利用者または第三者に発生した損害ついて当社は一切の責任を負わないものといたします。

第 8 条（請求、支払方法）
1. 本サービスの利用料金の請求および収納業務は KDDI 株式会社が代行することといたします。
2. 加入契約者は、当社が発行する『FASTIO サービス申込書』の原本を当社の指定する期日までに提出するものといたします。
3. 加入契約者は、『FASTIO サービス申込書』に定めるお支払方法に同意するものといたします。
4. 当社がやむを得ない事情があると認める場合には、請求および支払い方法について別途協議により決定するものといたします。

第 9 条（禁止事項、利用の停止）
1. 加入契約者および利用者は、本サービスの利用に当たって次の各号に該当する事項（以下「禁止事項」という）を行ってはならないものといたします。当社は、加入契約者または利用者が禁止事項を行った場合には、加入契約者に事前に通告および勧告することなく、本サービスの利用を停止できるものといたします。なお、加入契約者または利用者が行った禁止事項により当社が損害を被った場合は、当社は加入契約者に賠償を求めることができるものといたします。
(1) 本約款第 4 条に対する違反行為。
(2) 日本国の法律に反する違反行為。
(3) 第三者に損失または損害を与える行為。
(4) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
(5) コンピュータウィルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して使用し、または提供する行為。

(6) 当社が提供、または承認した通信端末以外と本サービスのシステムとの通信接続を行う行為。
(7) 当社が提供、または承認した通信端末の改造、リバースエンジニアリングおよびそれに類する行為。
(8) 本サービスで知り得た、当社および第三者の秘密情報を漏洩する行為。
(9) 第三者または当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(10) 本契約に違反する行為。
(11) その他、当社が加入契約者または利用者として不適切と判断する行為。
2. 加入契約者または利用者が前項で禁止する行為を行った場合、その行為に関わる責任は加入契約者または利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものといたします。

第 10 条(損害賠償)
1. 本サービスの提供に関して、当社の責に帰すべき事由により加入契約者が本サービスを利用できないこと(当社が本サービスをまったく提供しない場合、または当社による本サービスの提供方法の不備により加入契約者が利用できない場合をいう。本約款第 6 条の定めに基づき本サービスを中止する場合は含まない。以下「利用不能」という)により加入契約者に損害が発生した場合、本サービスの利用料1か月分を限度として当社はその賠償を行うものといたします。
2. 当社は、本約款に定める事項を除き、当社の責に帰さない事由から加入契約者に生じた損害、当社の予見の有無にかかわらず、特別な事情から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づく加入契約者の損害等については、当社は一切の責任を負わないものといたします。
3. 加入契約者または利用者が本サービスの利用に関し、当社または第三者に損害を及ぼした場合、加入契約者は、当社または第三者に対し、その損害を賠償しなければならないものといたします。
4. 本サービスの利用決定に関して、本サービスで提供されるソフトウェアの機能、性能等に加入契約者の判断錯誤があった場合の不都合については、当社は一切の責任を負わないものといたします。
5. 加入契約者は、本サービスの利用に関し、他の加入契約者または第三者に損害を与えたとして他の加入契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、加入契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものといたします。

第 11 条(天災等における免責)
当社は、天災、火災、騒乱等の不可抗力、第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、またはその他当社の責に帰することのできない事由により本約款上の義務を履行できない場合においては、その責を免れるものといたします。

第 12 条(契約の解除)
1. 加入契約者が当社に対し本サービスの契約の解除をする場合は、当社に対し『FASTIO サービス解約申込書』によりその旨を通知しなければならないものといたします。希望する契約解除月の 10 日までに受け付けたものを当月の契約解除の対象とします。
2. 加入契約者に、次の事項のいずれかに該当する事由が生じた場合には、当社は事前の通知および勧告をすることなく、使用契約の一部または全部を解除することができることといたします。この場合、当社は加入契約者に対して、違約金、損害賠償等の責を一切負わないものといたします。
(1) 契約に基づき発生した債務の全部または一部に不履行があり、相当の期間を定めた勧告を受けたにもかかわらず、当該期間に履行しないとき。
(2) 本約款第 9 条に定める禁止事項を行ったとき。
(3) 監督官庁により営業取消、停止等の処分を受けたとき。
(4) 第三者より仮差し押さえ、仮処分を受け、契約の履行が困難と認められるとき。
(5) 破産、整理、特別清算、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申し立てがあったとき。
(6) 解散の決議、または他の会社と合併したとき。

第 13 条(本サービスの終了)
1. 当社は都合により本サービスを終了することができるものといたします。
2. 本サービスを終了する場合は加入契約者に対し、終了する日の 6 か月前までに、書面、電子メール等によりその旨を通知するものといたします。本サービスの終了によって発生した加入契約者または利用者の損害について当社は一切の責任を負わないものといたします。

第 14 条(免責)
1. 当社は、通信サービスの性質上、その原因にかかわらず、加入契約者が本サービスの利用に関して被った速度の低下、復旧不能なデータ破損等の損害についての賠償の責任は負わないものといたします。
2. 当社の提供した通信端末、または当社が認めた通信端末の不具合ないし通信端末と接続する機器ならびに装置等の不具合により生じたデータ取得の不確実性によりサービス本来の機能を失った場合について、当社は賠償の責任を負わないものといたします。ただし当社は通信端末側の不具合の解決に対し誠意をもって対応するものといたします。

第 15 条(データの保存、保持期限)
1. 本サービスの利用により生成されたデータについて、加入契約者は本サービスの取扱説明書の記述のとおり定期的に Web 上からダウンロードを行い、データの保管を行うものといたします。
2. 加入契約者が本サービスを利用して生成されたデータの保持期間は、データの生成から1年を限度といたします。

第 16 条(データの所有権)
1. 加入契約者が本サービスを利用することにより生成されたデータの所有権は加入契約者に帰属するものといたします。
当社は一切の所有権を主張いたしません。
2. 加入契約者の解約申請受託後、翌月末をもって全てのデータは破棄されるものといたします。

第 17 条(通知)
1. 当社から加入契約者への通知は、本約款等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面または当社の Web サイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社の Web サイトへの掲載により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信または Web サイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものといたします。

第 18 条（本約款の変更等）
1. 当社は本約款の内容を随時変更することがあります。この場合、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の内容を適用するものといたします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、第 17 条の規定に基づき、通知を行うものといたします。

第 19 条（機密保持）
1. 当社は利用契約の履行に際し知り得た加入契約者の秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しないものといたします。
2. 当社および加入契約者は電子メールを信書として取り扱い、双方はこれを法律の定めまたは手続きによらずに内容を第三者に開示してはならないものといたします。

第 20 条（契約譲渡）
加入契約者は、当社の書面による事前同意なしに本約款上の権利を第三者に譲渡、再許諾し、あるいは担保に供してはならないものといたします。また、第三者に義務を継承させることはできないものといたします。

第 21 条（協議）
本約款の解釈に疑義が生じた場合、または本約款に定めのない事項については、加入契約者および当社は誠意をもって協議し、解決することといたします。

第 22 条（管轄裁判所）
本サービスの利用に関わる紛争については、被告の住所地（被告が法人の場合は登記上の本店所在地）を管轄する裁判所を管轄裁判所といたします。

エコモット株式会社
2014 年 09 月 29 日版